

## 新型コロナウイルス感染症に関する 保険金・給付金お支払いの特別取扱いについて

2020年4月27日

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、以下の通り保険金・給付金のお支払いに関する特別取扱いを実施いたします。

### <保険金・給付金お支払い特別取扱いについて>

新型コロナウイルス感染症に罹患された被保険者様が、各種検査の結果、確定診断後、医師または保健所の指示により、病院または診療所以外の自宅やホテルなどで療養された場合でも、疾病入院給付金の対象となります。

また、新型コロナウイルス感染症により、被保険者様がお亡くなりになった場合、普通死亡保険金の対象となります。

なお、保険金・入院給付金のご請求には弊社所定様式の医師の診断書が必要となります。

お問い合わせ先

ヒューマンライフ少額短期保険株式会社

コールセンター 電話番号 03-5809-8070

保険金・給付金 電話番号 03-5809-8107

お問い合わせ時間 午前10時～午後4時（土日祝・休業日を除く）